

企業建設委員会資料

令和元年 9 月 20 日

報 告 「平成 30 年度神戸市高速鉄道事業会計予算繰越しの報告について」

交 通 局

平成30年度神戸市高速鉄道
地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	建 物	円 1,404,187,000	円 647,558,039	円 131,618,000
合 計			1,404,187,000	647,558,039	131,618,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	そ の 他			
円 —	円 —	円 131,618,000	円 625,010,961	円 —	工程調整のため
—	—	131,618,000	625,010,961	—	

地方公営企業法 ぬきがき
(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。

ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

繰越明細表

事業名		翌年度繰越額	説明
建設	妙法寺駅外壁改修工事等	131,618,000 ^円	工程調整のため
	計	131,618,000	
合計		131,618,000	